受領委任払い、始めました！

●**受領委任払いとは・・・**

市が交付する補助金について、申請者に代わって工事を施工した業者が直接受け取ることができる制度です。この制度を利用することで、申請者は工事代金から補助金を差し引いた額を業者に支払えばよく、準備する支払金額が軽減されます。

**※申請者の意向により、受領委任払いを利用するか選択できます。**

**※受領委任払いを利用する場合は、工事を施工した業者（受任者）の承諾が必要です。**

**時間差はあるけれど、最終的にもらう金額は同じ！**

**例　工事費が200万円で補助金額が100万円の場合**

**100万円**

**200万円**

**受領委任払い**

**従来の制度**



****

**工事業者**

**申請者**

**工事業者**

**申請者**

**100万円**

**100万円**



**用意する金額は補助金を差し引いた額で大丈夫！**

**市役所**

**市役所**

**受領委任払いを利用することで、申請者が事前に負担する額が軽減されます**

**●受領委任払いを活用できる補助事業**

〇ブロック塀等撤去改修事業費補助金　　　　　〇花壇・生け垣推進に関する補助金

〇木造住宅耐震改修事業費補助金　　　　　　　〇木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金

〇住宅リフォーム等総合支援事業費補助金　　　〇アスベスト飛散防止対策事業費補助金

※花壇・生け垣推進に関する補助金については、都市計画課（055-282-6394）までお問い合わせください

**手続き方法等の詳細は管理住宅課までお問い合わせください。**



**南アルプス市役所　建設部　管理住宅課**

**電話　055-282-6397**

**FAX　055-282-6319**

**Mail****kenchiku@city.minami-alps.lg.jp**